

令和6年度静岡市配食型見守りサービス事業 委託事業者募集要領

静岡市配食型見守りサービス事業実施にあたり、次のとおり委託事業者を募集します。

1 対象事業者

次の要件を全て満たすことができる事業者で、委託料の見積金額が本市予定価格の範囲内である者としてします。

- (1) 栄養士又は管理栄養士により、栄養管理された高齢者向けの食事を調理し、それを個別配送することができること。これを第三者委託することなく、自社で実施することができること。
- (2) 食品衛生法に基づく飲食店営業の許可又はそうざい製造業の許可を取得していること。
- (3) 1日あたり25食程度又はそれ以上の個別配食ができること。
- (4) 月曜日から金曜日まで配食できること。(ただし、実施曜日については、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日、年末年始休業、清掃の点検作業等による休業を除くことができる)。
- (5) 実施対象エリアは静岡市内(井川地区除く)とし、いずれかに該当すること。
 - ア 市街地地域は、日常生活圏域エリア(中山間地域を除く)を1エリアとし、エリア内の配達ができること。(「静岡市日常生活圏域一覧表」市ホームページ、地域包括支援センター(日常生活圏域)内参照)
 - イ 中山間地域は、町名一覧表にある町名に配達ができること。(別表「配食型見守りサービス中山間地域町名一覧表」参照)
- (6) 安否確認は、1日1回とし、昼食又は夕食の配食時に手渡しにて行うこと。
- (7) 配達員のほか、緊急時に対応ができる者が1名以上常在していること。
- (8) 令和6年3月1日時点で、静岡市内にて高齢者向けの配食事業を5ヶ月以上実施していること。
- (9) サービスの従事者又はサービスに従事していた者が、正当な理由なく業務上知り得た利用者・家族の秘密を漏らすことがないよう必要な措置が講じられていること。
- (10) 従業員の清潔の保持、健康状態管理のための対策が講じられていること。
- (11) サービスの実施により事故が発生した場合に、以下の措置を講じる旨及びその実施方法を定めていること。
 - ア 事故発生時は、市・家族・地域包括支援センター等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じること。
 - イ 事故の状況、事故に際してとった措置を記録すること。
 - ウ サービス提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うこと。

※災害等、緊急時に対応を求める場合がありますのでご了承ください。

【令和4年度事例】

- ・台風の影響により、断水になった清水区民の配食利用者に対し、ペットボトルを配付していただいた。

2 委託事業概要

- (1) 配食時における利用者の安否の確認
- (2) 配食時における緊急時等の対応及び関係機関への連絡
- (3) その他必要な連絡調整

事業実施の留意点

- ・デイサービス等で不在にすることが、あらかじめ決まっている時間帯に、当該事業の実施を行うことは認めません（やむを得ない理由により急遽不在となった場合は除く）。

3 委託料

配食時の安否確認にかかる諸経費とし、食材料費、調理費相当分は含まれていません。
お弁当代は適正な価格としてください。委託料は配食1回あたりの単価契約となります。

- (1) 事業対象者又は居宅要支援被保険者である利用者に対する配食時の安否確認

【消費税非課税事業】

- ・市街地地域 円/回
- ・中山間地域 円/回

- (2) 居宅要介護被保険者である利用者に対する配食時の安否確認【消費税課税事業】

- ・市街地地域 円/回（うち消費税及び地方消費税額 円）
- ・中山間地域 円/回（うち消費税及び地方消費税額 円）

※「事業対象者」、「居宅要支援被保険者」、「居宅要介護被保険者」は、それぞれ、静岡市配食型見守りサービス事業実施要綱第3条第1項第4号アからウに掲げる者を言います。

4 委託期間

令和6年4月1日（月）～令和7年3月31日（月）

5 募集期間

令和6年3月21日（木）から令和6年3月26日（火）正午まで
（ただし、臨時に募集する必要がある場合は、別に市長が定める。）

6 応募方法及び提出期限

受託申請する方は、地方自治法、地方自治施行令、静岡市契約規則その他関係法令並びに仕様書及びその他契約締結に必要な条件を承諾のうえ、お申込みください。

(1) 提出期限：令和6年3月26日（火）正午必着

- 直接提出の場合は、正午までに静岡市役所静岡庁舎新館 14 階高齢者福祉課までお申し込みください。
- 郵送の場合は、正午必着で次の送付先まで郵送してください。

【送付先】

〒420-8602 静岡市葵区追手町5番1号

静岡市役所 高齢者福祉課（担当：菅野）宛て

【提出方法】

「見積書」は、見積心得第5項に示す封筒に入れて封かんしたうえで、その他の提出書類とともに郵送用の封筒に入れて送付すること。

(2) 提出書類は以下のとおりです。

- ①受託申請書
- ②事業者登録票
- ③営業許可の写し
- ④所属の栄養士又は管理栄養士の免許の写し
- ⑤従業員の清潔の保持、健康状態のための対策（貴社マニュアル等の写し）
- ⑥個人情報の管理及び廃棄方法（貴社マニュアル等の写し）
- ⑦損害賠償の対応措置策（貴社資料等の写し）
- ⑧法人市民税納税証明書

※直近1箇年度分でいずれも納付が完了しているもの。また、法人の所在地が静岡市外の場合は、所在地の市町村発行のものを提出してください。（証明書はコピー可）

⑨見積書（見積書の作成手順は別紙「見積心得」を参照ください。）

7 スケジュール

- (1) 事業者結果連絡通知 令和6年3月28日（木）午後2時から午後4時までの間に見積採用者に対してのみ電話で通知します。
- (2) 委託契約締結手続き説明 別途連絡します。

〈参考〉

【令和4年度実績】

事業対象者又は居宅要支援被保険者である利用者に対する配食

市街地地域：45,873回

中山間地域：1,059回

居宅要介護被保険者である利用者に対する配食

市街地地域：150,210回

中山間地域：3,809回

【令和6年度見込み数】

事業対象者又は居宅要支援被保険者である利用者に対する配食

市街地地域：47,249回

中山間地域：943回

居宅要介護被保険者である利用者に対する配食

市街地地域：173,493回

中山間地域：4,735回